

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）（抄）
（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一（略） 二 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業</p>

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員、特定社会福祉事業に従事する職員及び特定介護保険施設等の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一（略）</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業</p> <p>三〇四（略）</p>
<p>3 この法律において「特定介護保険施設等」とは、次に掲げる施設又</p> <p>二・三（略）</p>	

は事業のうち、経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たもの又は共済契約者が機構に申し出たもの（第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものに限る。）をいう。

一 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた老人居宅生活支援事業のうち老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業

二 老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けた特別養護老人ホーム

三 その他前二号に準ずる施設又は事業であつて政令で定めるもの

4 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が機構に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

5 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人をいう。

6 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書及び第八項ただし書において同じ。）を除く。

7 この法律において「特定介護保険施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定め

3 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により機構が承諾したものをいう。

4 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特定社会福祉事業を経営する社会福祉法人をいう。

5 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書において同じ。）を除く。

て使用される者を除く。

8| この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業、特定介護保険施設等又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

9| この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

10| (略)

11| この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員をいう。

12| (略)

13| 特定介護保険施設等又は申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項又は第四項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る特定介護保険施設等職員又は申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

6| この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

7| この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより機構に掛金を納付することを約し、機構が、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

8| (略)

9| この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

10| (略)

11| 申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

第三条 機構は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一・二 (略)

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員又は特定介護保険施設等職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 (略)

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、特定介護保険施設等又は申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る特定介護保険施設等又は申出施設等は、当該申出のあつた日において特定介護保険施設等又は申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 機構又は共済契約者は、次項から第五項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2~4 (略)

5 共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

6・7 (略)

第三条 機構は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一・二 (略)

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 (略)

(申出の承諾等)

第四条の二 機構は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一・二 (略)

2 機構が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 (略)

(契約の解除)

第六条 機構又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2~4 (略)

5・6 (略)

(退職手当金の支給)

第七条 機構は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の五十四
- 二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の六十七・五
- 2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の七十二
 - 二 十一年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の七十二

3 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて

(退職手当金の支給)

第七条 機構は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の六十
- 二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の七十五
- 2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十二
 - 二 十一年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の八十二

3 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて

得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十九
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の九十九
- 九
- 三 二十一年以上の期間については、一年につき百分の百八

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十一
- 五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百二十三・七五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百三十五
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十一・五
- 2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百三十五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百四十八・五

得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 三 二十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百二十七・五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十五
- 2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十二

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十五

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2~5 (略)

6 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号又は第三項から第五項までの規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前五項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

7 (略)

8 前項の規定による場合のほか、引き続き一年以上被共済職員である者が退職した場合(第十三条第一項に該当する場合を除く。)において、その者が、退職した日から起算して二年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が機構に申し出たときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

9 被共済職員期間(前三項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2~5 (略)

6 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前五項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

7 (略)

8 被共済職員期間(前二項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(掛金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛金ことに、それぞれ政令で定める。

一 (略)

二 特定介護保険施設等職員(被共済職員である者に限る。)(に係る

掛金

三 (略)

3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの(社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるものに限る。)(に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)(の三分の一以内を補助することができる。

附則

(施行期日)

1 (略)

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 共済契約者が、その経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業を

(掛金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛金ことに、それぞれ政令で定める。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)(の三分の一以内を補助することができる。

附則

(施行期日)

1 (略)

(長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例)

2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十五年以下である者で第

特定介護保険施設等、申出施設等その他の施設又は事業へ転換する場合（政令で定める場合に限る。）におけるこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、第九条の二の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3 当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。